

Title	日米製造物責任の一考察
Sub Title	
Author	中田和夫(Nakata, Kazuo) 藤枝省人
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	1988
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 1988年度経営学 第627号 複写許諾が必要
Genre	Thesis or Dissertation
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00001988-0627">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00001988-0627</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学生氏名 中 田 和 夫

主査 藤 枝 省 人

副査 小 林 規 威

所属ゼミナール 藤 枝 省 人 研

加 藤 寛

## 日米製造物責任の一考察

製造物責任(PL)とは、製造または販売された製品が、消費者、使用者、第三者の身体・財産に与えた被害に対する民事責任のことである。

本論文の目的は、日米両国の①法的な土壌(製造物責任の法理、訴訟制度)、②行政・公的機関の取組、③企業・業界の製品危害への対応、という製造物責任の背景を総合的に比較検討し、両国の消費者保護の考え方と製造物責任制度の導入における問題点の考察を行い、さらに、企業レベルで製造物責任にどの様に取り組むべきかの考察を行うことである。

研究方法は文献による調査が主であるが、企業対応の検討については食品、化粧品、自動車、電機の4つの業界、合計12社にヒヤリングを行っている。

本論文から得られる結論は、次のようになる。

日米の消費者保護の考え方の違いは、米国は訴訟による当事者間解決、日本は省庁による規制、に重点を置いていることである。

製造物責任の制度化に期待するものは、無過失責任を導入して司法的解決による被害者救済を促進するのではなく、当事者間(企業と消費者)に一般的ルールを作ることである。

製品毎に要求される安全レベルが異なるため、企業はこれに応じた合理的な安全性確保を図る必要がある。また、製品の安全性向上には価格競争が障害となるため、省庁が規制で一定のレベルを設定し、そのレベル以上の部分を企業努力に委ねるのが好ましい。

厳格責任は、危害の事前回避に無限の企業努力を要求するが、企業は安全ポリシーを持ち、常に一定レベルの企業努力や注意水準を保つべきである。